

埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県社会福祉総合センターの管理を行わせるものとして適当なもの(以下「指定管理者候補者」という。)を選定するに当たり、専門家の判断を仰ぎ、適正な審査を行うため、「埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者候補者を選定するに当たり、埼玉県社会福祉総合センター条例(平成12年埼玉県条例第80号。以下「条例」という。)、埼玉県社会福祉総合センター管理規則(平成13年規則第31号。以下「規則」という。)、埼玉県社会福祉総合センター指定管理者募集要項及び埼玉県社会福祉総合センター指定管理者選定基準に基づき、申請書等提出書類の審査等を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から知事が就任を依頼する。

- (1) 社会福祉に関する専門的知識を有する学識経験者
- (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者
- (3) 埼玉県社会福祉総合センターを利用している者
- (4) 福祉部副部長
- (5) 福祉政策課長

3 指定管理者となるため申請を提出しようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の役員である者は、委員になることができない。

4 委員の任期は、指定管理者候補者の選定をもって終了する。

(委員会)

第4条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、福祉部副部長とする。

3 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(審査等)

第6条 選定委員会の審査において、委員が審査対象になっている法人等の顧問弁護士その他の利害関係人であるときは、当該委員は、当該法人等の審査から除くものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員長及び委員は、直接的、間接的を問わず、申請者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

2 委員長及び委員その他関係者は、選定委員会の内容又は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。